

## 人権教育としての多文化教育

平沢安政（大阪大学大学院教授）

- ① 多文化教育≠マジョリティ文化を正統化する単一文化教育  
多文化教育≠他文化教育 (teaching about other cultures)  
多文化教育≠多くの文化についての教育 (teaching about many cultures)
- ② 多文化教育=権力関係にもとづく支配や差別を批判的にとらえ、関係性を作り変えるための教育運動・実践  
キーワード：平等（水平性）、多様性尊重、エンパワメント ⇔ 「人権教育」
- ③ 「人種」「エスニシティ」 → 多様な差異を視野に入れた広義の多文化教育へ  
「集団ベース」 → 「個の多様性を尊重する」人権教育へ  
例：「世界にひとつだけの花」「わたしと小鳥とすずと」
- ④ 日本における多文化教育の台頭  
多文化共生のための教育 (education for multicultural living-together)  
入管法改正  
ニューカマーの登場
- ⑤ 日本における多文化教育の源流
  - (1) 同和教育
  - (2) 在日韓国・朝鮮人教育
  - (3) 帰国子女教育
- ⑥ 共通する要素  
pursuit of equity and social justice; critical interrogation of oppressive elements of the educational system and school culture; challenging mainstream education from the perspective of minorities; respecting transformative potentials in the life and culture of minorities; and developing critical pedagogy and human rights-oriented curriculum.

⑦ 人権教育とは？

「差別をしない、させない教育」「国際人権基準を教える教育」「思いやり・やさしさ」  
→4つのレベル（個のレベル：自尊感情、自立的主体、他者関係のレベル：多様な文化、境遇をもつ集団や人々との共生、社会関係：意味ある存在、社会参加、自然関係：自然や地球環境との共生

⑧人権教育としての多文化教育のポイント

(1) 多様性との共生

+ 尊厳をもった無二の存在としての自己肯定、社会参加、自然との調和的生き方

(2) 「他者」理解

外国人+内なる他者 (outsiders within)

(3) アイデンティティの多重性、可変性

カテゴリーで理解する危険（思考省力化の功罪）

社会的意味づけの変化（沖縄、帰国子女）

(4) 教育方法論的課題

1) 教え込み → 学習者中心

2) 他人事 → 「我がこと」

(5) 哲学的課題

1) 「違いを大切に」を問い直す

2) 「〇〇にしか〇〇のことはわからない」か？

3) 「共感的理解」とは？

(6) キー・コンピテンシー（OECD）

(7) 文科省「人権教育の指導方法等のあり方について〔第三次とりまとめ〕」から

「人権感覚」ということば

「同質性」と「他者性」

他者の範疇を拡大する必要